**【福祉施設歳末たすけあい事業助成要項】**

「歳末たすけあい事業」は、地域住民やボランティア、民生児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協働により、歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目的に、福祉活動を実施するものです。

新潟市共同募金委員会北区分会では、このような住民が主体となって行う福祉活動や福祉施設が地域と協働で行う事業に、共同募金の歳末たすけあい募金配分金を財源として助成を行います。

ぜひ、この助成金を活用し、地域住民相互の交流の機会として、地域福祉を考える契機としていただきたいと思います。

**１．助成の対象となる事業**

福祉施設と地域住民の交流を目的に、歳末時期に行われる福祉活動

事業メニュー（例）

　　　・　施設入所者・通所者と地域住民が参加できる行事・イベント等の行事

お楽しみ会、映画上映、餅つき大会、クリスマス会等

　・　給食サービスの実施、会食会

**２．助成の対象となる団体及び実施範囲等**

⑴　実施主体　　福祉施設（公立、企業立（株式会社、有限会社等）を除く）

　例：特別養護老人ホーム、就労継続支援、保育園等

　⑵　実施範囲　　施設を中心とする近隣の自治・町内会、または、小学校区程度の範囲を原則とする。

⑶　対象者　　　施設入所者・通所者、地域自治・町内会、福祉団体等とし、**必ず地域住民の参**

**加を含める。**

　⑷　実施時期令和６年１１月１日（金）～令和７年１月３１日（金）

**３．助成金額**

⑴　助 成 額

・１施設につき150,000円を限度

ただし、事業予算の関係で多くの申請があった場合や区全体の歳末たすけあい募金額が見込みよりも少なかった場合は、助成額を減額・調整させていただくことがあります。

⑵　対象経費

会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用保険料、講師謝礼（上限2万円）、

茶菓代、食材費（概ね1人当たり500円以内とし、**酒類は認めない**）

　⑶　助成の条件

①事業を進める際は、区社協、民生・児童委員協議会やボランティア団体などの地域の関係機関・団

体、社会福祉施設と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、

ボランティアや地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。

②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、**新潟市共同募金委員会北区分会の歳末たす**

**けあい事業であることを明記するとともに会場内に表示すること**。

　 ③助成金の割合についての条件はありませんが、事業費の全額を助成申請できませんので、**必ず負担**

**額（主催団体負担金や参加者負担金など）やその他からの助成金を含めるようにしてください。**

　 ④**申請書に記載されていない経費については、事業実施後、報告書に計上されていても助成対象経費**

**といたしません。**

⑤万が一に備えて、ボランティア行事用保険等の損害保険への加入をお勧めします。

・ボランティア行事用保険の掛金は1人当たり28円で加入できます。（最低保険料は20人相当分）

・ボランティア行事用保険の加入に関するお問い合わせの窓口は新潟市北区社会福祉協議会です。

**４　助成までの流れ**

1. 助成申請書(様式Ａ・Ｂ)提出

提出期限：**令和６年１０月３１日（木）（消印有効）**

　　提出先：新潟市共同募金委員会北区分会（新潟市北区社会福祉協議会内）

⑵　申請書到着後、審査

⑶　審査後、助成金交付決定通知を送付

⑷　事業実施

⑸　事業実施後、①～④をすみやかに提出

①報告書(様式Ｃ・Ｄ)

②事業実施の状況（写真や案内文書、プログラム等）

③経費支出の領収書（写）

④振込口座の通帳の写し

提出期限：**令和７年２月３日（月）（必着）**

　　提出先：新潟市共同募金委員会北区分会（新潟市北区社会福祉協議会内）

⑹　審査後、助成金送金通知を送付

⑺　助成金を送金（３月中旬予定）

　　全ての実施団体から報告書が提出されたのち、新潟市共同募金委員会北区分会で報告内容を審査し、助成金交付決定通知を送付いたします。助成金の送金は３月中旬を予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。

**５　その他**

　　助成決定となった場合は、広報の一環として新潟市北区社会福祉協議会HPや、共同募金の使い道を紹介するために中央共同募金会が開設している赤い羽根データベース「はねっと」等に活動の様子を掲載する場合があります。

＜問い合わせ先＞

新潟市共同募金委員会北区分会

（新潟市北区社会福祉協議会内）

TEL025-386-2778　FAX025-388-2914

担当：クズネツォフ、鈴木、岡村